

廃掃法と収集・運搬体制の概要

1 一般廃棄物の処理責任

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃掃法という。)第6条の2)



市町村は一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有する。

【統括的な責任の内容】

①市町村自らが処理を行う場合(直営)

市町村は、その区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行わなければならない。

②市町村が委託により処理を行う場合(委託)

市町村は、委託基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

③一般廃棄物処理業者が処理を行う場合(許可)

市町村は、業の許可、報告徴収、立入検査及び改善命令の権限を用いること等により、一般廃棄物処理業者が一般廃棄物処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

2 一般廃棄物の収集運搬体制

【収集運搬体制】	1. 直営	2. 委託	3. 許可
実施主体	市町村	市町村	業者
収集・運搬方法	市町村	市町村が委託条件を定める	業者が許可条件の範囲内で決定できる
収集・運搬にかかる費用	市町村	市町村が業者に委託料を支払う	業者が利用者から料金を徴収する
料金(手数料)	市町村の歳入	市町村の歳入	業者の収入